

令和6年度

公益財団法人岐阜県国際交流センター
専門職員「岐阜県日本語学習支援センター運営支援員」の募集について

公益財団法人岐阜県国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）では、在住外国人に対する支援や多文化共生の推進等に高い関心を持ち、これまでの経験で培った知識・能力、人的ネットワーク等を、国際交流センターの発展のために活かすことができる方を募集します。

募集要項

- 1 職 名 専門職員「岐阜県日本語学習支援センター運営支援員」
- 2 職 種 一般事務
- 3 募集人数 1名
- 4 勤務場所
岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階
公益財団法人岐阜県国際交流センター
- 5 業務内容
令和6年度新設予定の岐阜県日本語学習支援センター（仮称）の事務局として、在住外国人を対象とした日本語教室等の運営支援、日本語教育に関する各種研修・講座等に関する事務を行います。
- 6 雇用期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
（試用期間：令和6年4月1日から令和6年4月30日まで）
※ 本件雇用は、1年間の有期労働契約です。ただし、国際交流センターの事情により、国際交流センターが次年度の継続雇用を必要とし、かつ、勤務実績が良好であったことを前提として、国際交流センターからの継続雇用の申し出に対して被雇用者が了承した場合には、雇用の更新ができるものとします。（この場合も、更新後の雇用期間は1年ですが、上記と同様の事由により、再度の雇用更新（雇用期間1年）ができるものとします。以後、同様の対応とします。）
- 7 勤務日、休日、勤務時間等
(1) 勤務日

原則として、月曜日から金曜日まで（週5日）

※ 国際交流センターの開館日が日曜日から金曜日になっていることにより、月1回程度の日曜日勤務（日曜当番）を行う場合があります。

※ 業務の関係上、年間25日以上の土曜・日曜日勤務を命じる場合があります。（原則として、週休日の振替で対応）

※ 1か月単位の変形労働時間制を採用しています。

(2) 休日

ア 土曜日及び日曜日

イ 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

エ その他国際交流センター理事長が定める日

(3) 勤務時間

ア 午前9時00分から午後5時45分まで（7時間45分勤務） 又は

イ 午前9時15分から午後6時00分まで（7時間45分勤務）

※ 業務の都合上、勤務時間を前後にスライドする場合があります。

※ 業務の都合上、所定の勤務時間を超えて勤務を命じる場合があります。（時間外勤務手当を支給）

(4) 休憩時間

正午から午後1時まで

※ 業務の都合上、休憩時間を前後にスライドする場合があります。

8 報酬及び手当

(1) 報酬（月給制）

基本報酬額（月額）

161,200円から192,000円まで

※ 上記の範囲内で、最終学歴、職歴等を勘案して決定します。

(2) 手当

基本報酬に加え、国際交流センター給与規程等に基づき、「地域手当」及び「期末手当」を支給するとともに、実情に応じて、「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「休日勤務手当」を支給します。

9 各種保険

社会保険（健康・厚生年金・介護（該当者））、雇用保険及び労災保険に加入します。

10 応募資格等

(1) 必須要件

① 業務目標に向かって、主体的な行動、積極的なコミュニケーション等がとれること。

② 高校卒業（卒業見込者を除く）程度以上の学力を有していること。

- ③ パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル、パワーポイント等）を有すること。
- ④ 普通自動車運転免許を有すること。
- ⑤ 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 望まれる経験、資格等
 - ① 地域日本語教育や在住外国人支援、多文化共生の推進等に関する実務経験があることが望ましい。
 - ② 3年以上の社会人経験を有することが望ましい。

11 応募、選考方法等

(1) 第1次選考【書類審査】

① 提出書類

ア 履歴書（JIS規格、顔写真貼付必要）

※ 確実に連絡がとれる電話（携帯）番号を記載してください。

イ 職務経歴書（特に、在住外国人を対象とした日本語教室、多文化共生の推進、在住外国人支援関連事業に従事した経験がある場合は、具体的に記述してください。）

ウ 作文（次のテーマについて、自筆により400字詰め原稿用紙2枚（800字）以内で記載してください。）

テーマ：「岐阜県における地域での日本語学習支援について」

※ これまでの経験等を踏まえ、在住外国人を含む「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現のために、岐阜県日本語学習支援センターは、どのような取り組みを進める必要があると思うかを具体的に記述してください。

エ 紹介状（ハローワークを通じた応募の場合）

② 書類提出期限 令和6年1月26日（金）午後5時＜必着＞

※ 国際交流センターに持参される場合でも、令和6年1月26日（金）午後5時を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けませんので、ご注意ください。

※ 郵送の場合は、「簡易書留」、「特定記録」等の郵送記録が残る方法で発送してください。令和6年1月26日（金）午後5時を過ぎて到達した場合は、いかなる理由があっても受け付けませんので、十分余裕をもって提出してください。なお、封筒表面に、「専門職員応募書類在中」と朱書してください。

※ 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。選考終了後、国際交流センターで処分します。

③ 第1次選考結果発表 令和6年1月31日（水）＜予定＞

- ・ 合格者に対しては、第1次選考結果発表日に電話連絡するとともに、郵送で通知します。
- ・ 不合格の場合は、郵送のみの通知とします。

(2) 第2次選考【面接】

- ① 選考実施日 令和6年2月5日（月）
 - ・ 面接時刻等の詳細については、第1次選考合格者に対して、別途ご連絡します。
- ② 最終選考結果発表 令和5年2月9日（金）＜予定＞
 - ・ 最終合格者に対しては、最終選考結果発表日に電話連絡するとともに、郵送で通知します。
 - ・ 不合格の場合は、郵送のみの通知とします。

12 その他

最終合格者には、基本報酬額を決定する上で必要となる履歴書記載事項の確認のため、卒業（在学）証明書、在職証明書等を提出していただきます。

13 郵送・お問合せ先

〒500-8875

岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階

公益財団法人岐阜県国際交流センター 担当：片野

電話：058-214-7700

e-mail：gic@gic.or.jp

【参考】岐阜県日本語学習支援センターについて

岐阜県の外国人県民数は令和5年6月時点で過去最高の約65,000人を記録し、今後も増加が見込まれます。「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現のためには、外国人県民への生活面でのサポートとして、日本での生活に必要な日本語を学ぶことができる環境整備が必要です。その環境整備のため、市町村、外国人雇用企業、ボランティアなど民間団体、学校、その他日本語教育に関わる様々な団体を巻き込んで取り組みを進めていくため、令和6年度にネットワークの要となる「岐阜県日本語学習支援センター」を開設します。

- 「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3558.html>

- 岐阜県の日本語教育の取り組みについては、「岐阜県の日本語教育」のページをご確認ください。<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html>